

令和8年5月1日
総務部
消防本部

職員の処分について

令和8年5月1日、唐津市消防本部の職員14人に対して、懲戒処分を行いました。

1 被処分者、処件事案の概要及び処分の理由

被処分者、処件事案の概要及び処分の理由	
被処分者	<p>当事者</p> <ul style="list-style-type: none">①消防本部消防署 係長 40代・男 懲戒処分:減給10分の1 6月②消防本部消防署 係長 50代・男 懲戒処分:減給10分の1 3月③消防本部消防総務課 主査 40代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月④消防本部消防署 係長 40代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月⑤消防本部消防署 係長 40代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月⑥消防本部消防署 主査 40代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月⑦消防本部消防署 主査 40代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月⑧消防本部消防署 副主査 30代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月⑨消防本部消防署 副主査 30代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月⑩消防本部消防署 職員 20代・男 懲戒処分:減給10分の1 1月⑪消防本部消防署 主査:50代・男 懲戒処分:戒告⑫消防本部消防署 副主査:30代・男 懲戒処分:戒告 <p>管理監督者</p> <ul style="list-style-type: none">①消防本部 消防長 50代・男 懲戒処分:戒告②消防本部 副消防長 50代・男 懲戒処分:戒告
処件事案の概要	<p>当事者①～⑩は、令和7年11月8日(土)及び9日(日)に大分県内で行われた「令和7年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練」において、8日(土)の消灯時間後、飲酒し騒ぐなどして、複数回注意を受けていたもの。このうち、当事者①は、8日(土)の勤務時間中においても飲酒していたもの。</p> <p>また、合同訓練後において、当事者①及び②の主導のもと、当事者①～⑫は、上司等に対して、虚偽の報告、回答を複数回行っていたもの。</p>

処分の理由	当事者 地方公務員法第29条第1項第1号「法令等に違反した場合」、同項第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」、同項第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」 管理監督者 地方公務員法第29条第1項第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」
-------	--

2 処分年月日

令和8年5月1日(金)

(本件の問い合わせ先)

総務部 人事課

担当:大石、江里口

電話:直通 72-9185 (内線1440)

消防本部 消防総務課

担当:進藤

電話:直通 72-4147